

判 決 理 由 要 旨

1 昭和35年の時点における省令制定権限不行使の違法について

①昭和34年ころには、石綿肺が石綿粉じんばく露によって発症することの医学的知見が集積されており、そのころ被告も石綿粉じんによる被害の状況が深刻であることを認識しており、適切な石綿粉じん対策が行われなければ、石綿紡織工場を中心とした石綿工場の労働者に、重大な健康被害が生ずることを予見することができたこと、②けい肺審議会医学部会は、昭和34年9月、あらゆる粉じんの吸入の危険性を肯定し、粉じんに対する予防と健康管理の必要性を指摘していたこと、③昭和34年ころには、石綿工場に局所排気装置を設置すること、粉じん濃度を測定すること及び粉じん濃度をもって局所排気装置の性能要件とすることについて技術的基盤が形成されており、局所排気装置の設置を罰則をもって義務付けることについて技術的な支障はなかったこと、④被告が行っていた行政指導を通じた局所排気装置の設置の普及は進んでおらず、作業現場における石綿粉じん防止対策は極めて不十分であったこと、以上の諸点に照らすと、被告は、旧じん肺法が制定された昭和35年3月31日までに、石綿粉じんばく露の防止策を策定することが強く求められており、殊に、石綿粉じんばく露による健康被害が、不可逆的で重篤化するという特質を有することからすると、その対策は喫緊の重要課題であって、労働大臣は、罰則をもって石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けるべき状況にあったというべきであり、上記の時点までに労働大臣の省令制定権限が適切に行使されていれば、それ以降の石綿工場で働く労働者の石綿関連疾患の被害拡大を相当程度防ぐことができた。

本件における以上の事情を総合すると、労働大臣が、昭和35年4月1日以降、昭和46年4月28日の旧特化則制定まで、旧労基法に基づく省令制定権限を行使せず、罰則をもって石綿粉じんが発散する屋内作業場に局所排気装置の設置を義務付けなかったことは、旧労基法が粉じん等による危害を

防止するための具体的措置を省令に包括的に委任した趣旨，目的に照らし，著しく合理性を欠くものであって，国家賠償法1条1項の適用上違法である。

2 昭和47年の時点の省令制定権限不行使について

昭和46年ころ，石綿粉じんばく露によって肺がんが発症することの医学的知見が，昭和47年ころには，石綿粉じんばく露と中皮腫との関連性に関する医学的知見が，それぞれ概ね集積し，そのころ，被告においても，重大な被害発生に対する予見可能性が存在したものと認められる。しかし，昭和46年4月28日に制定された旧特化則において，局所排気装置の設置を罰則をもって義務付けたこと等にかんがみれば，昭和47年の時点において，被告の省令制定権限の不行使が著しく合理性を欠くと認めることはできないので，国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

3 毒物及び劇物取締法における政令制定権限の不行使について

石綿は「毒物及び劇物」に該当しないから，被告に毒物及び劇物取締法上の規制権限不行使の違法があったとする原告らの主張は採用することができない。

4 情報提供権限の不行使ないし情報提供義務違反について

石綿の危険性に関する情報提供については，被告の行った措置は，その裁量の範囲を著しく逸脱していたと解することはできないから，国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえない。ただし，被告の省令制定権限不行使が違法とされる期間中，被告が石綿粉じんの危険性に関する情報を，国民に対する情報提供，啓蒙活動を通じて，石綿工場で働く労働者に直接提供しなかったことは，被告の省令制定権限不行使の違法性に関する一事情として，慰謝料算定の際に考慮することができる。

5 亡和泉利雄に対する被告の責任について

- (1) 亡和泉利雄は石綿工場において雇用されていた者ではないが，本件の場合，石綿工場に雇用されている労働者と同様に，被告の省令制定権限不行使の違

法を肯定することができる。

(2) 亡和泉利雄は、石綿肺に罹患していたものと認められる。

6 省令制定権限不行使と元従業員らの損害との因果関係、予見可能性について

(1) 被告の省令制定権限不行使の違法が認められる期間内に、石綿工場において石綿粉じんにはく露していた元従業員らが罹患した石綿関連疾患と被告の省令権限不行使の間には相当因果関係が認められる。

(2) 上記期間中に石綿工場に勤務していない原告1名（原告赤松四郎）については、同人が罹患している石綿関連疾患と被告の省令制定権限不行使との間に因果関係を認めることができないので、その請求には理由がない。

(3) 元従業員らが罹患した疾患が肺がん、中皮腫及びびまん性胸膜肥厚であっても、被告には予見可能性が肯定される。

7 被告の責任の範囲について

労働者が石綿関連疾患に罹患しあるいはその症状が増悪することがないようにすべき最終的責任を負うのは使用者であること、その他の事情を考慮すると、損害の公平な分担の見地から、被告は、被告の責任が肯定される原告らに対し、その損害の3分の1を限度として賠償すべき義務がある。

8 損害について

(1) 原告らのいわゆる包括一律請求は適法であり、石綿関連疾患の内容・程度等を考慮して、基準となる慰謝料額を定める。その際、管理2又は3で合併症がない場合でも相応の慰謝料額を認める。慰謝料額の算定に当たっては、被告が石綿粉じんの危険性に関する情報を、石綿労働者に対して直接提供しなかったことも一事情として考慮する。以上の事情を総合考慮して定めた基準額は次のとおりである。

ア	じん肺管理区分の管理2で合併症がない場合	1000万円
イ	管理2で合併症がある場合	1300万円
ウ	管理3で合併症がない場合	1500万円

エ 管理3で合併症がある場合 1800万円

オ 管理4, 肺がん, 中皮腫, びまん性胸膜肥厚の場合
2200万円

カ 石綿肺(管理2・3で合併症なし)による死亡の場合
2300万円

キ 石綿肺(管理2・3で合併症あり又は管理4), 肺がん, 中皮腫, びまん性胸膜肥厚による死亡の場合
2500万円

(2) 損害賠償額の修正要素について

ア 被告は, 粉じんばく露歴期間が短期間の者やばく露量が少量の者については, 損害賠償額は減額されるべきであると主張するが, この主張は採用しない。

イ 労災保険法又は石綿健康被害救済法に基づく給付を受けたことは, 慰謝料額を減額する一事情として斟酌し, 原則として, 基準慰謝料から10分の1を減じた額を慰謝料額とする。

ウ 喫煙によって肺がんのリスクが増大するので, 肺がん罹患した元従業員らのうち喫煙歴がある者の慰謝料額は, 損害額の10分の1を減額する。

エ 被告の責任が認められる期間中に自営の石綿工場で稼働していたとしても, 労働者として石綿粉じん作業に従事している期間がある限り, 自営の期間が存することは, 慰謝料額の減額事由とは認めない。

(3) 損益相殺について

元の勤務先から受領した解決金ないし和解金のうち弁護士費用を控除した部分は, 損益相殺として原告らの損害額から控除する。

その結果, 損害が全額填補されたこととなる原告1名(原告松本ケイ子)の請求には理由がない。

(4) 遅延損害金について

ア 遅延損害金の起算日は, 最も重い行政上の決定を受けた時又は石綿関連

疾患により死亡した時である。

イ 遅延損害金の一部が消滅時効により消滅したとの被告の主張は、理由がない。

9 除斥期間について

石綿関連疾患によって死亡した時から20年を経過した元従業員（亡中田敏夫及び亡禰占吉美）については、除斥期間が経過しているため、その遺族たる原告ら（亡中田敏夫の相続人としての原告中田秀子、原告草原弘子、原告禰占マス及び原告禰占利彦）の請求には理由がない。

以 上